

第四号議案 平成25年度会費徴収に係る件

平成25年度の会費は月400円とし、6月の定例会において1年分を一括して会計に納入するものとします。

なお、年度途中に入会した会員の会費は、入会月を含めた月数分を入会した月の定例会において、一括して会計に納入するものとします。また、年度途中で退会した会員の会費は返金しないものとします。

第六号議案 規約改正 について

(現行)

第9条 本会には、次の役員を置きます。

(1) 代表1名、事務局長1名、分科会担当1名、会計1名、監査1名

第11条 役員は次の職務を行います。

副代表の職務を(2)に挿入します。

第12条 本会の会議は、総会、役員会とし代表が招集します。定期総会は原則として毎年4月に開催します。定期総会のほか必要に応じて臨時総会を開催します。

第18条 会費は月会費200円とし、12回分一括納入とします。なお年度途中退会者は返金はしません。また途中入会者は月割りとします。

(改正)

第9条 本会には、次の役員を置きます。

(1) 代表1名、副代表1名、事務局長1名、会計1名、分科会担当役員2名、広報(HP)担当役員1名、監査1名

第11条 役員は次の職務を行います。

(2) 副代表は、代表を補佐し会の運営を行います。

第12条 本会の会議は、総会、役員会とし代表が招集します。定期総会は原則として毎年5月に開催します。定期総会のほか必要に応じて臨時総会を開催します。

総会は会員の過半数、役員会は役員総数の過半数をもって成立するものとします。なお、委任状を提出した会員および役員は出席数に含むものとします。

第18条 会費は定期総会において決定し、会費納入については定期総会直後の定例会において事業年度分を一括納入とします。なお定期総会までの運営資金として会費の納入は妨げないものとします。
年度途中の退会者は返金しないものとし、また年度途中入会者については入会月を含めた月割り額を納入するものとします。